

患者送迎バスの運休

町が運行している患者送迎バスは、町内医療機関が休診となるため、下記の期間は運休となります。

- 運休期間：8月13日(木)・14日(金)
■ 問い合わせ先
総務企画課 ☎46-5578

地震による住宅被害復旧補助制度のお知らせ

東日本大震災と平成23年4月7日に発生した余震により住宅が被災した人を対象に、補修費用や改修費用の一部を補助します。

- 補修に対する補助額
10万円以上の補修工事の半額(ただし上限は30万円)
※ 半壊、一部損壊した住宅が対象。
■ 改修に対する補助額
①地震に強くする(現在の耐震基準を満たさない住宅を基準に適合させる工事)
②バリアフリーにする(床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレ設置などの工事)
▽バリアフリー改修工事の費用の



- 半額(ただし上限は60万円)
③県産材の使用
▽県産の木材を積極的に使用した改修工事の費用の半額(ただし上限は20万円)
■ 被災宅地復旧に対する補助額
地盤の補強や整地工事、擁壁の設置や補強工事などの復旧工事の費用の半額(ただし上限は200万円)
■ 利子補給
新築・補修で金融機関などから資金の借入れをした場合に、その利子の一部を補給します。
■ その他
▽対象となる工事内容を組み合わせることで工事した場合には、それぞれ補助金が交付されます。
▽予算には限りがあります。対象となる工事内容や手続きの方法など、詳しくは建設水道課までお問い合わせください。
■ 問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569

ペットの終生飼養について

ペットを飼う場合は最期まで責任を持って飼い、決して捨てないでください。

たびたび町内で捨てられた動物について通報されることがあります。最期まで飼えなくなった場合は飼い主の責任で新しい飼い主を探すなど

伐採には届け出が必要です

森林は、所有している皆さんの資産であるばかりでなく、水源の養成や地球温暖化防止などの役割を果たしている公共財でもあり、地域社会にとって重要な資源です。

- 森林を自分で伐採するときは(木届け出ししなければなりません)
■ 森林を伐採する場合は市町村長へ届け出しなければなりません。

永住者の皆さんへ 手続きはお済みですか？

永住者の「外国人登録証明書」は、平成27年7月8日をもって全て有効期間が満了しています。
まだ「在留カード」をお持ちでない人は、至急最寄りの地方入国管理局もしくは地方入国管理局支局または出張所(空港支局と空港出張所を除きます)にお越しの上、在留カードの

- 交付の申請を行ってください。
■ 入国管理局ホームページでの案内
http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/150331.pdf
■ 問い合わせ先
外国人在留総合インフォメーションセンター
☎0570-013904
町民福祉課 ☎46-5562

平泉町住宅リフォーム補助事業を実施しています

町民が町内施工業者に依頼して住宅のリフォーム工事を行う場合に要する経費の一部を補助します。

- 対象となる工事
町内に住所を有する事業業者に工事を依頼し、工事の金額が30万円以上のもので、着工する前に申請書類を提出し、交付決定後、申請のあった年度内に着工、かつ当該年度内に完了する工事
■ 工事内容
住宅の修繕や改築、増築や模様替えなど住宅の維持や機能向上のため行う補修など

「若年性認知症講演会」を開催します

認知症は高齢者だけの症状ではありません。若くても認知症になることがあり、65歳までに発症する認知症を「若年性認知症」と言います。

- 申し込み方法
参加希望者は、8月18日(火)までに電話または直接お申し込みください。
■ 問い合わせ・申し込み先
保健センター ☎46-5571



講師を務める 中村さん

開催日時 8月29日(土) 14:00~15:45
※開場13:30~
開催場所 ホテル武蔵坊
演題 「ぼくが前を向いて歩く理由」
講師 中村 成信さん(認知症当事者)

現況届・所得状況届の提出を忘れず！

8月は「児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届」の提出月です。8月上旬に受給者に届出用紙などを送付します。忘れずに提出してください。

- 提出期限
児童扶養手当現況届 8月31日(月)
特別児童扶養手当所得状況届 9月10日(木)
■ 提出・問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

ひとり親家庭のお父さんお母さんのための出張個別相談会

児童扶養手当現況届の提出に合わせ、仕事や子育て、生活面などさまざまな悩みに、県の母子・父子自立支援員が相談に応じます。事前予約は不要ですので、気軽に「ご相談ください」。

- 日時：8月26日(水) 10時~12時
27日(木) 13時~15時
■ 場所：役場1階談話室
■ 問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

子育て世帯臨時特例給付金の申請期限が迫っています

「子育て世帯臨時特例給付金」の申請の受け付けは、9月1日で終了します。支給対象者と思われる人には5月下旬に申請書を送付していますので、同封の児童手当等現況届と同時に提出してください。なお公務員については勤務先から申請書が交付されます。

- 申請期限
9月1日(火) 17時15分まで
■ 申請場所
役場1階談話室
■ 問い合わせ先
▽制度について
厚生労働省(給付金専用ダイヤル)
☎0570-037-1192
▽申請方法について
町民福祉課子育て給付金担当
☎46-2111(内線191)

申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください。

▽申請書が届いていない▽申請書をなくしてしまった▽申請の手続き